

農林水産省設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 削除</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 飲食料品（酒類を除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。</p> <p>七～十三（略）</p> <p>十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 食糧庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第二十四条 第二十六条）</p> <p>第二款 地方支分部局（第二十七条・第二十八条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 飲食料品（酒類及び主要食糧である農産物を主な原料とするものを除く。）及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。</p> <p>七～十三（略）</p>

ち生産過程に係るものに関すること（食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関するものを除く。）。

十五～二十二（略）

（削る。）

二十三～五十二（略）

（削る。）

五十三（略）

（削る。）

五十四～八十七（略）

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道農政事務所

北海道統計・情報事務所

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、

十四～二十一（略）

二十二 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品及び医療用具の安全性の確保に関すること（農薬にあつては、環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十三～五十二（略）

五十三 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

五十四（略）

五十五 主要食糧を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五十六～八十九（略）

（設置）

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方農政局

北海道統計情報事務所

（地方農政局）

第十八条 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第三号から第十号まで、第十三号、第十四号、第十六

<p>第十七号から第十九号まで、第二十号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）<u>、第二十一号（獣医療に係るものに限る。）</u>、<u>第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで</u>、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）<u>、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）</u>、第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）<u>、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務</u></p> <p>二（略）</p> <p>三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。</p> <p>（削る。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（地方農政事務所）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務（<u>第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。</u>）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く。</p> <p>2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p>	<p>号から第十八号まで、第十九号（病虫害の防除及び家畜の衛生に係るものに限る。）<u>、第二十号（獣医療に係るものに限る。）</u>、<u>第二十一号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで</u>、第三十号、第三十一号、第三十四号（助成に係るものに限る。）<u>、第三十五号（農業信用基金協会の業務の監督に係るものに限る。）</u>、第三十七号、第四十号から第五十号まで及び第八十九号に掲げる事務</p> <p>二（略）</p> <p>三 農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。</p> <p>2 地方農政局は、前項に規定するもののほか、食糧事務所の所掌事務のうち食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他の事務につき必要な指示を行う事務を分掌する。</p> <p>3 （略）</p> <p>（統計情報事務所及び地方農政局又は統計情報事務所の出張所）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務のうち、<u>前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を分掌させるため</u>、所要の地に、地方農政局の統計情報事務所を置く。</p> <p>2 統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。</p>
---	---

<p>（事務所若しくは事業所若しくはこれらの支所又は統計・情報センター）</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四十六条から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。</p>	<p>4 農林水産大臣は、第一項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は統計情報事務所の出張所を置くことができる。</p> <p>5 地方農政局又は統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>（事務所若しくは事業所又はこれらの支所）</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務（第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれらの支所を置くことができる。</p>
<p>2 （略）</p> <p>3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の統計・情報センターを置くことができる。</p>	<p>2 （略）</p>
<p>4 地方農政局の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>（北海道農政事務所）</p> <p>第二十条の二 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第五十一号、第五十二号（納付金の徴収に係るものに限る。）、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務を</p>	

分掌する。

2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道統計・情報事務所)

第二十一条 北海道統計・情報事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2 北海道統計・情報事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道統計・情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道統計・情報事務所の統計・情報センター)

第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計・情報事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計・情報事務所の統計・情報センターを置くことができる。

2 北海道統計・情報事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省に、次の外局を置く。

(削る。)

第二十一条 北海道統計情報事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 (略)

二 農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。

2 北海道統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道統計情報事務所の出張所)

第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計情報事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計情報事務所の出張所を置くことができる。

2 北海道統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林水産省に、次の外局を置く。

食糧庁

林野庁
水産庁

第二節 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

林野庁
水産庁

第二節 食糧庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十四条 食糧庁の長は、食糧庁長官とする。

(任務)

第二十五条 食糧庁は、主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要食糧を主な原料とする飲食品の安定供給の確保を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第二十六条 食糧庁は、前条の任務を達成するため、第四条第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十四号、第五十一号から第五十七号まで、第八十七号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(食糧事務所)

第二十七条 食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

2 食糧事務所は、食糧庁の所掌事務の全部又は一部を分掌する。

3 農林水産大臣は、前項の事務のほか、食糧事務所に、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌させることができる。

一 食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他

の事務

二 大豆交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一号）の規定による交付金の交付に関する事務

4 食糧事務所は、前項各号に掲げる事務については、農林水産省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長、林野庁長官又は水産庁長官の指揮監督を受けるものとする。

5 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

6 食糧事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（支所）

第二十八条 農林水産大臣は、食糧事務所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、食糧事務所の支所を置くことができる。

2 食糧事務所の支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（所掌事務）

第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第三十一条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（農林漁業信用基金の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第四十号、第四十九号、第五十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号(漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。))に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号(漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査を除く。))に係るものに限る。)、第四十号、第四十九号、第七十号から第八十六号まで、第八十八号及び第八十九号に掲げる事務をつかさどる。

<p>第一条による改正</p>	<p>第一条による改正後</p>
<p>（設置）</p> <p>第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。</p> <p>地方農政局 北海道農政事務所</p> <p>（削る。）</p> <p>（地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。</p> <p>5 地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p>	<p>（設置）</p> <p>第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。</p> <p>地方農政局 北海道農政事務所 北海道統計・情報事務所</p> <p>（地方農政事務所）</p> <p>第十九条 地方農政局の所掌事務（第四条第四十六号から第四十八号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。）の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政事務所を置く。</p> <p>2・3 （略）</p>

<p>(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(北海道農政事務所)</p>	<p>(事務所若しくは事業所若しくはこれらの支所又は統計・情報センター)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の統計・情報センターを置くことができる。</p> <p>4 地方農政局の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。</p> <p>(北海道農政事務所)</p>
<p>第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務</p> <p>二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。</p> <p>三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二十条の二 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務を分掌する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(北海道統計・情報事務所)</p>

(削る。)

第二十一条 北海道統計・情報事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関すること。

二 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

2 北海道統計・情報事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 北海道統計・情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道農政事務所の統計・情報センター)

第二十二条 農林水産大臣は、北海道農政事務所の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。

2 北海道農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

(北海道統計・情報事務所の統計・情報センター)

第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計・情報事務所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計・情報事務所の統計・情報センターを置くことができる。

2 北海道統計・情報事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

改正案				附則 第二十八条 人権擁護法（平成十五年法律第 号）の施行の日が農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日後となる場合には、人権擁護法の施行の日の前日までの間における第二十三条の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。 別表第一
(略)	農林水産省	(略)	省	
(略)	(略)	(略)	委員会	附則 別表第一
(略)	(削る。) 林野庁 水産庁	(略)	庁	
現行				附則 別表第一
(略)	農林水産省	(略)	省	
(略)	(略)	(略)	委員会	附則 別表第一
(略)	食糧庁 林野庁 水産庁	(略)	庁	

改正案	現行
<p>第四条 次の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 農産物検査印紙 地方農政局、地方農政事務所若しくは北海道農政事務所又は農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四条 次の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(照会)</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政事務所長</u>その他の政令で定める行政機関に照会することができる。</p> <p>この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(照会)</p> <p>第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要な事項について、<u>食糧事務所長</u>その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)(附則第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(地方公共団体が処理する事務等) 第七十六条 (略)</p> <p>2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政事務所長に委任することができる。</p>	<p>(地方公共団体が処理する事務等) 第七十六条 (略)</p> <p>2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を食糧事務所長に委任することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（総合事務局の所掌事務等）</p> <p>第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（官房及び局の数の特例）</p> <p>第五条の二 国家行政組織法第二十八条の規定が適用される間における第六十六条の規定の適用については、同条中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。</p>	<p>（総合事務局の所掌事務等）</p> <p>第四十四条 沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）は、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第四条第三号に掲げる事務（地方農政局の所掌に属するものを除く。）、同条第六十号、第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第八十二号から第八十五号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p>

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)(附則第九条関係) (傍線の部分は改正部分)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二十二條 次に掲げる法律の規定中「医療用具」を「医療機器」に改める。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(削る。)</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第二十二條 次に掲げる法律の規定中「医療用具」を「医療機器」に改める。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第四条第十二号</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(農林水産省設置法の一部改正)</p> <p>第十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第七十九号中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法人北方領土問題対策協会」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(農林水産省設置法の一部改正)</p> <p>第十一条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第八十一号中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法人北方領土問題対策協会」に改める。</p>